

第1章 都市計画マスタープランの役割と策定概要

(1) 役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの」と位置づけられており、都市計画区域^{※1}における20年後の都市づくりの方針や将来像を策定する必要があります。

都市計画マスタープランには、以下の役割があります。

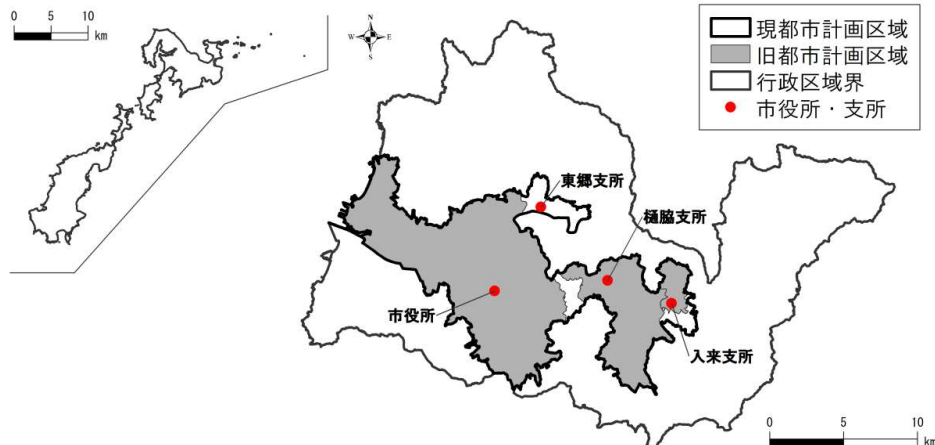
- 1 将来の実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政が共有する都市づくりの基本理念と基本方針を設定します。
- 2 市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。
- 3 土地利用、道路・上下水道・公園等の都市施設^{※2}の整備、市街地の整備など、具体的な事業の個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針となります。
- 4 市民・事業者・行政が、都市づくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

(2) 策定概要

① 策定の経緯

平成19年3月に策定した薩摩川内市都市計画マスタープランは、平成16年10月の1市4町4村の合併により誕生した薩摩川内市の川内・樋脇・入来の3つの都市計画区域を対象に、都市づくりの基本方針として策定しました。

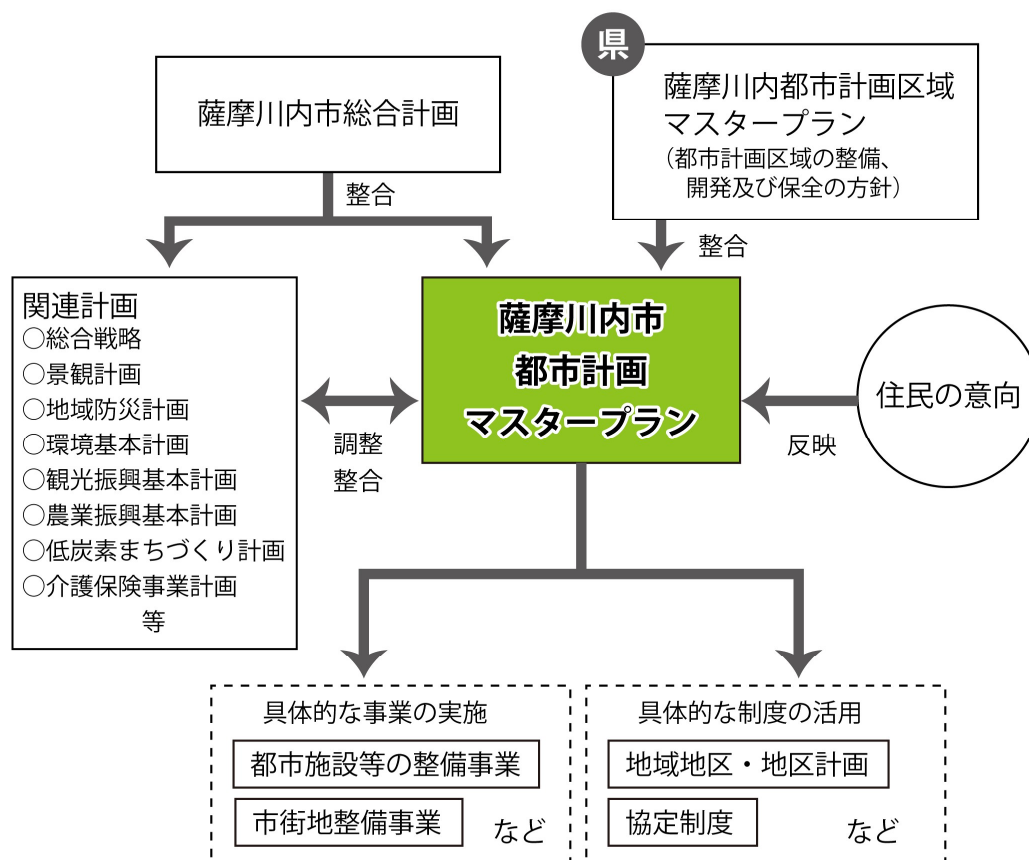
平成26年10月に、3つの都市計画区域が1つに再編・拡大されたことを受け、薩摩川内都市計画区域として、より一層の一体的な都市づくりの実現を目指し、また、少子高齢化や人口減少、南九州西回り自動車道といった交通インフラ整備等の社会経済情勢の変化を踏まえ、平成26年、27年の2箇年で「薩摩川内市都市計画マスタープラン」の見直しを行ったものです。



※1 (123 ページ)、※2 (123 ページ)

②計画の位置づけ

本都市計画マスタープランは「市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)」であるため、上位計画である「第2次薩摩川内市総合計画※3」及び県が定める「薩摩川内都市計画区域マスタープラン※4」と整合、また、関連計画との調整を図り策定を行いました。



③計画の目標年次

本都市計画マスタープランの基本年次を平成28年3月とし、本計画の目標年次は20年後の平成48年とします。

なお、社会情勢の変化などに合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。



④計画対象区域

本計画は「薩摩川内都市計画区域」を計画対象区域とします。

※3 (121 ページ)、※4 (123 ページ)